

平成31年度
岡山県立津山工業高等学校
PTA総会資料



平成31年4月27日(土) 岡山県立津山工業高等学校体育館

平成31年度 岡山県立津山工業高等学校PTA総会

- 1 期 日 平成31年4月27日(土)
- 2 場 所 岡山県立津山工業高等学校 新体育館
- 3 日 程
 - 9:10～ 授業参観受付(1号館玄関前)
 - 9:20～10:05 2校時の授業参観
(生徒は1～4校時、5分短縮授業)
 - 10:00～10:30 PTA総会受付(新体育館前)
 - 10:30～12:00 PTA総会 (新体育館)
 - 12:00～13:00 昼食休憩(各自準備)
 - 13:00～14:00 クラス懇談(各HR)
 - 14:00～15:00 進路相談会(60周年記念)

4 総会次第

- (1) 開会あいさつ(会長)
- (2) 校長あいさつ
- (3) 議事

1) 議長選出	ページ
2) 平成31年度PTA総会について	1
3) 平成30年度PTA事業報告について	2
4) 平成30年度PTA会計及び教育振興会計の決算報告について	4
5) 平成30年度PTA会計及び教育振興会計の監査報告について	6
6) 平成31年度PTA役員改正について	8
7) 平成31年度PTA事業計画案について	9
8) 平成31年度PTA会計及び教育振興会計の予算案について	10
9) その他報	

(4) その他報告事項

1) 平成31年度学校経営計画について	12
2) 交通安全教育の徹底等について	13
3) アプリを利用した匿名によるいじめ等の相談・報告システム活用事業 について～STOPitを活用して～	15
4) 冷暖房費, 進路指導費, 部活動推進費の決算・予算について	16
5) 出席停止について	22
6) 日本スポーツ振興センターへの加入について	23
7) 全国高P連賠償責任補償制度への加入について	24
8) 進路課より	26
9) 教務課図書班より	28
10) PTA会則	29
11) その他	

(5) 閉会あいさつ(副会長)

平成30年度PTA事業報告

月 日	事業内容	場 所	備 考
4月20日(金)	平成30年度会計監査	本校	評議員会打ち合わせ
24日(火)	三役会・評議員会	本校	総会議案の審議
5月19日(土)	授業参観、PTA総会、 クラス懇談、進路相談会	本校	授業参観 112名(14.1%) 総会出席 71名(9.0%)
28日(月)	美作地区高P連定期委員会	津山高校	奥会長、豊福校長
6月 8日(金)	新役員会	本校	各部会の年間計画等
18日(月)	岡山県高P連及び安全互助会 総会・研修室	ピュアリティま きび	奥会長、豊福校長
30日(土)	美作地区高等学校PTA役員 懇談会	津山国際ホテル	奥会長他
7月 2日(月)	PTA新聞第20号発行	本校	
21日(土)	広域特別補導 (補導部会、土曜夜市)	中央商店街アル ネ、イオン津山	
28日(土)	広域特別補導 (補導部会、土曜夜市)	中央商店街アル ネ、イオン津山	
8月 4日(土) ～ 5日(日)	広域特別補導 (補導部会、納涼祭)	納涼祭会場、 中央商店街、 鶴山公園	
8日(水)	オープンスクール 保護者相談会	本校	奥会長他
20日(月) ～21日(火)	第68回全国高等学校PTA連 合会大会(佐賀大会)	佐賀市他	奥会長、山本副会長、藤井 副校長
26日(日)	清掃奉仕活動	校内	約70名参加
10月 9日(火)	総務部会	校内	PTA新聞編集
27日(木)	評議委員会	本校	峰南祭について
10月 3日(水)	峰南祭体育の部	本校	PTA種目玉入れ、 校内補導、模擬店
27日(土)	科別保護者会	本校	87名参加(10.9%)
11月 6日(火)	岡山県高等学校PTA指導者 研修会	ピュアリティま きび	山本副会長
17日(土)	平成30年度PTA会計 前期監査	事務室	監事
17日(土)	峰南祭文化の部	本校	一般公開、模擬店参加
12月 1日(土)	広域特別補導(歳末)	イオン津山、中 央商店街アルネ	

月 日	事 業 内 容	場 所	備 考
1 2 月 3 日 (月)	P T A新聞第 21 号発行	本校	
5 日 (水)	学校保健委員会	本校	
1 月 1 0 日 (木)	総務部会	本校	P T A新聞編集等
2 3 日 (月)	第 37 回幼・小・中・高 P T A 連合会研修大会	岡山シンフォニ ーホール	山本副会長、井口副会長、 豊福校長
2 月 6 日 (水)	評議員会	本校	来年度の活動計画等
2 7 日 (水)	P T A新聞第 22 号発行	本校	

平成31年度 P T A事業計画(案)

1. 会議の開催

- | | | |
|------------------|-----|----------|
| (1) 総 | 会 | 4月27日(土) |
| (2) 新 | 役員会 | 調整中 |
| (3) 地区別または科別保護者会 | | 調整中 |
| (4) 評 | 議員会 | 適宜 |
| (5) 部会、その他 | | 適宜 |

2. 事業計画

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| (1) 美作地区高等学校P T A連合会定期委員会 | 調整中 |
| (2) 岡山県高等学校P T A連合会及び安全互助会役員会 | 6月 4日(火) |
| (3) 岡山県高等学校P T A連合会及び安全互助会総会 | 6月19日(水) |
| (4) 美作地区高等学校P T A役員懇談会 | 調整中 |
| (5) 第61回中国・四国地区高等学校P T A連合会大会(鳥取大会) | 7月12日(金) |
| (6) 第69回全国高等学校P T A連合会大会(京都大会) | 8月22日(木)
～23日(金) |
| (7) 岡山県高等学校P T A指導者研修会 | 未定 |
| (8) 第37回岡山県幼・少・中・高P T A連合会研修大会 | 未定 |
| (9) その他 | |

3. 教育活動の後援

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 施設・設備の後援 | 施設・設備の整備、庭園の管理など |
| (2) 教育振興の後援 | 授業、実習、図書、保健衛生など |
| (3) 生徒指導の充実 | 峰南祭などの学校行事 |
| (4) その他 | |

平成 31 年度 学校経営計画書

津山工業高等学校

校訓 **至誠貫行**

「清い心で粘り強くやりぬく」

I 本校のミッション (美作地域唯一の工業高校としての使命、存在意義)

- ①社会規範を尊重し、心身ともに柔軟で たくましい人を育成する。
- ②社会に貢献する豊かな心を持ち、郷土を愛する人を育成する。
- ③創造力に富み、社会や技術の変化に柔軟に対応できる工業人を育成する。
- ④保護者や地域の人々から信頼される工業高校であり続ける。

II 本校のビジョン (生徒の目指す姿、生徒たちと創る本校の将来像)

- ①生徒と教員が同じ場面を共有することで、高校時代の思い出が残る学校になる。
※生徒・保護者との強い信頼関係を構築し、躍動する場面を創出する。
- ②地域の人々との交流活動により、地域の人々から愛される生徒になる。
※県北唯一の工業高校としての誇りを持たせる。
- ③技術の習得や資格取得に励み、仲間と協力して本物のものづくりに取り組む生徒になる。
※コンクールや競技会へ挑戦する楽しさや資格取得の意義を伝える。
- ④生徒の活動や学校の取り組みにより、生徒の姿が地域に浸透する学校になる。
※生徒の活動する姿を地域に伝え、地域と共に歩みを進める。

III 学校経営目標 (本年度の重点項目)

- 1 良き職業人となる
教職員自らあいさつの見本を示し、その姿が生徒達に伝わり、生徒自ら心のこもったあいさつができるような仕組みを創る。
- 2 社会で通用する豊かな力を身につける
**生徒の活動をよく観察し、学習活動や学習以外の活動などでの成果を褒める。
また分掌や科では、掲示や表彰などで生徒の活動を称える仕組みを創る。**
- 3 ものづくりの楽しさや科学の魅力を地域に伝達する
生徒と教職員により取り組む活動を、タイムリーに本校職員や地域に伝える仕組みを創る。 (伝える活動の充実)

交通安全教育の徹底について

提 案 要 旨

今年度も新1年生を迎えて間もない時期に、岡山県高等学校PTA連合会の「高校生運転免許取得及びオートバイ使用等に関する申し合わせ」事項に合わせて、生徒指導に関する下記決議の再確認をいただき、学校と家庭が相携えて、強力な指導を徹底し、本校生徒のより健全な育成を期したいと思います。

決 議

本校生徒の生命を尊重する観点から、岡山県高等学校PTA連合会の申し合わせ事項に合わせて、交通安全教育に関する学校の基本方針と、これに基づく校規・校則を、保護者の立場から改めて確認し、学校と保護者の強力な連携による指導を徹底し、交通事故・違反の絶滅を期することを決議します。

平成31年4月27日

岡山県立津山工業高等学校PTA

岡山県高等学校PTA連合会申し合わせ

岡山県高等学校PTA連合会会長

高校生の運転免許取得及びオートバイ使用等に関する申し合わせ

1. 高校生のオートバイの免許取得並びに使用を原則として禁止することを申し合わせる。
2. やむを得ず免許を取得し、または使用しようとする場合は、学校長の許可を受ける。
3. 許可を受けてオートバイを使用する場合には、交通規則を厳守させると共に、次の事項を守らせる。
 - (1) 許可された目的以外に使用しない。
 - (2) 深夜運転をしない。
 - (3) 2人乗りをしない。
 - (4) ヘルメットを着用する。
 - (5) 友人間で貸し借りをしない。
4. 使用許可を受けた場合、保護者は前項に常に注意するとともに、車の管理並びに整備について責任をもつ。

(付) 普通車の免許取得については学校の指導のもとに行い、免許取得後も在学中は運転をさせない。

交通安全基本方針

「3 + 1 ない運動」の推進（美作地区高等学校PTA連合会申し合わせ）

1. 運転免許は取らせない。
 2. 四輪・オートバイには乗らせない。
 3. 四輪・オートバイは買わせない。
- + 1. 子供の要求に負けない。

交通に関する規定（抜粋）

第2条 原動機付自転車・自動二輪車免許取得について

- 1 原動機付自転車・自動二輪車免許の取得は許可しない。無許可で運転免許を取得した場合、特別指導を行う。ただし、卒業以前に免許証が交付されたときは、免許証を学校が封印して保護者に返却し、卒業までその使用を禁止する。なお、次の場合には、審議の上、原動機付自転車免許の取得を許可することがある。
 - (1) 通学において、自宅より津山市内へ直接乗り入れる交通機関の最寄の駅又はバス停までの距離が4 km以上あり、交通が極めて不便な場合。
 - (2) 最寄の駅・バス停までの距離が4 kmに足りなくても、急坂が1.5 km以上ある場合、2.5 %以上の坂道が3 km以上ある場合は、運転免許取得審議会で検討し、特別に許可する場合がある。
(注) 急坂とは勾配が5 %以上の坂のことを示す。
 - (3) その他特別の理由で、是非必要と認められる場合。
- 2 第2条-1の免許の取得は、長期休業中等、学校の授業や行事に支障をきたすことのない期間とする。免許取得のために学校を欠席、遅刻、早退等をした場合、特別指導を行う。
- 3 免許証の写真は必ず制服を着用のこと。また、免許の交付を受けたら早急に担任、当該科指導係、生徒課に届け出て、通学手続き他、所定の手続きをすること。
- 4 運転免許の取得後は、許可条件の使用目的以外には絶対に使用しないこと。
また、交通違反、交通事故を起こさないよう十分注意すること。
- 5 その他、別に定める「交通に関する規定」をよく守ること。

第3条 普通・準中型自動車免許取得について

- 1 普通・準中型自動車運転免許取得のための教習は、卒業学年の第2学期中間考査終了後からとする。ただし、卒業以前に免許証が交付されたときは、免許証を学校が封印して返却し、卒業までその使用を禁止する。
- 2 教習所の入所予約の許可期限については別に定める。それ以前の申し込みは認めない。
- 3 あくまで学校の授業や行事が最優先とすることを認識し、免許取得のために学校を欠席、遅刻、早退等をしないこと。ただし、入所式、仮検定、卒業検定、学科試験の場合は申し出により考慮する（この場合は欠席扱いとする）。また、入所後、考査前日から考査終了までは教習を認めない。
- 4 その他、別に定める「交通に関する規定」をよく守ること。

出席停止について

次の感染症にかかると出席停止となります。学校への連絡と、登校時に学校所定の治癒証明書の提出をお願いしています。

病名		出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう）	治癒するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※登校を再開するには**治癒証明書**を医師に記入してもらい、学校へ提出することで登校できるようになります。登校を再開する日の朝、生徒が学校へ持参してください。

※治癒証明書は以下の方法で

- ・ 津工ホームページからダウンロードできるので印刷する。
- ・ 保護者が学校へとりに来る。
- ・ 担任に連絡し、FAXで送ってもらう。

日本スポーツ振興センターへの加入について

岡山県立津山工業高等学校

本校では、在学する児童生徒等の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒等が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒等の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、本校ではもちろん加入に同意されることを希望します。

加入に同意くださる方は、次頁の同意書にご記入の上、学校長に提出してください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく法令（政令、省令、通達等）に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、平成 28 年 1 月 1 日現在、その主な内容は下記のとおりです。

記

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で生じた事由による負傷、給食による中毒その他疾病（ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ① 授業中(特別活動中を含む) | ④ 通常の経路及び方法による通学中(登下校中) |
| ② 学校の教育計画に基づく課外指導中 | ⑤ 寄宿舎にあるとき |
| ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中 | |

2 給付金額

① 医療費

医療保険並の療養に要する費用の 4 / 10（そのうち 1 / 10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう 10 割分)が 5,000 円以上（したがって、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、その 3 割分の 1,500 円以上を負担したもの）の場合が給付の対象となります。

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められています。)に「療養に要する費用月額」の 1 / 10 を加算した額が給付されます。

② 障害見舞金 障害の程度に応じて、3,770 万円（1 級）から 82 万円(14 級)が給付されます。

(通学中の場合は、1,885 万円から 41 万円)

③ 死亡見舞金 2,800 万円が給付されます。

(運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,400 万円)

3 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付(例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度)等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 高等学校の生徒及び高等専門学校(旧専門学校)の学生が、故意又は自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付の一部若しくは全部を行わない場合があります。

4 共済掛金(年額)

保護者等負担額 1,760 円

※負担金額は年額です。

*これは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの
災害共済給付制度の概要を記載したもの

【H30 年度津山工業高校進路概況】

【求人件数の変化】

表の数字は企業数である



【卒業生の年度別進路状況の変化】

1. 進路状況の変化

年度(平成)	26	27	28	29	30
卒業者数	267	262	261	258	276
進学	99 (37.1%)	92 (35.1%)	86 (33.0%)	91 (35.3%)	90 (32.6%)
就職	168 (62.9%)	167 (63.7%)	170 (65.1%)	162 (62.8%)	180 (65.2%)
*公務員 (就職に含まれる)	*2	*2	*5	*5	*12
その他の進路	0 (0%)	3 (1.2%)	5 (1.9%)	5 (1.9%)	6 (2.2%)

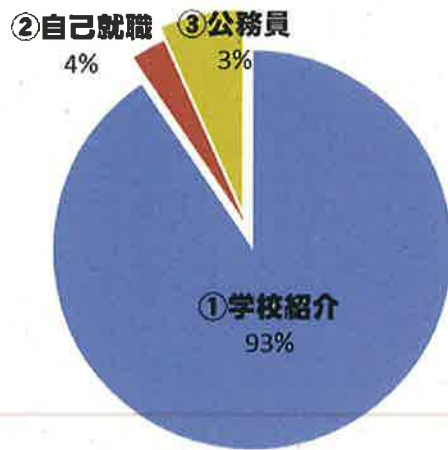
2. 進学状況の変化

年度(平成)	26	27	28	29	30
進学者数	99	91	86	91	90
大学	36 (36.4%)	34 (37.4%) (国公立: 0)	22 (25.6%) (国公立: 2)	31 (34.1%) (国公立: 0)	26 (28.9%) (国公立: 1)
短大	8 (8.1%)	6 (6.6%) (国公立: 0)	3 (3.5%) (国公立: 0)	6 (6.6%) (国公立: 0)	1 (1.1%) (国公立: 0)
高专	1 (1.0%)	1 (1.1%) (国公立: 1)	0	4 (4.4%) (国公立: 2)	1 (1.1%) (国公立: 1)
専修・専門	54 (54.5%)	50 (54.9%)	61 (70.9%)	50 (54.9%)	62 (68.9%)

3. 就職状況の変化

		年度(平成)	26	27	28	29	30
		就職者数	168	157	158	148	163
県内	津山・美作	104 (61.9%)	101 (64.4%)	91 (57.6%)	93 (62.8%)	103 (63.2%)	
	その他県内	29 (17.3%)	26 (16.6%)	26 (16.5%)	24 (16.2%)	28 (17.2%)	
県外	中国・四国	7 (4.2%)	6 (3.8%)	10 (6.3%)	8 (5.4%)	8 (4.9%)	
	近畿・関西	20 (11.9%)	17 (10.8%)	24 (15.2%)	18 (12.1%)	18 (11.0%)	
	関東・中部	8 (4.7%)	6 (3.8%)	7 (4.4%)	5 (3.4%)	6 (3.7%)	
	九州・沖縄	0	1 (0.6%)	0	0	0	

【就職形態】

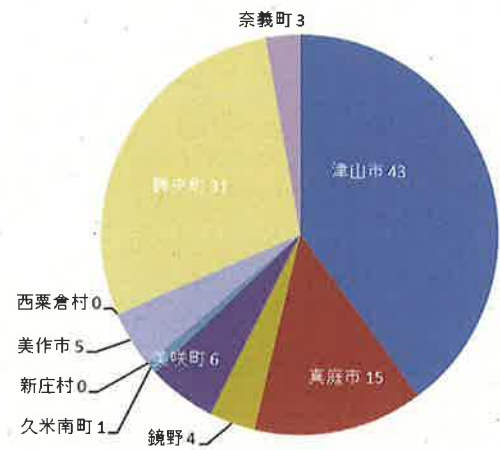
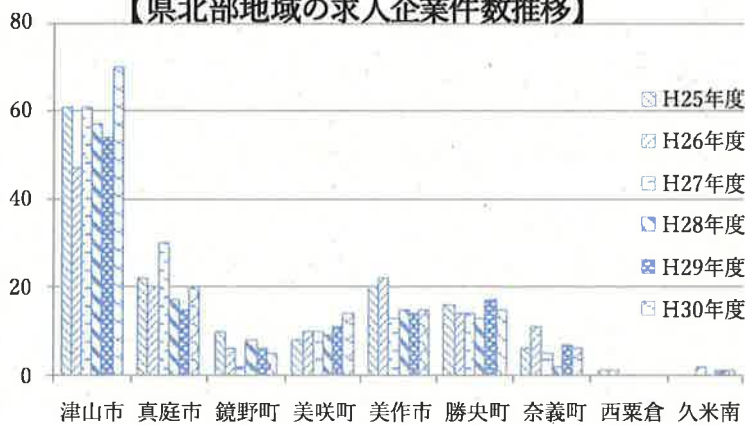


【地域別就職状況】

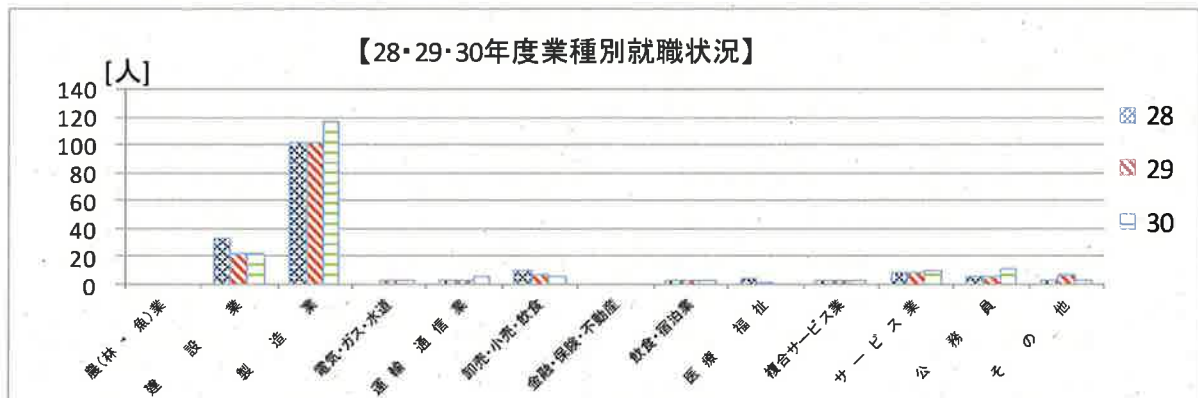


【津山・美作地域就職状況】

【県北部地域の求人企業件数推移】



【28・29・30年度業種別就職状況】



平成30年度 図書館活動報告

(1) 決算

決算	費目	内訳	収入	支出	残金
	PTA	需用費	¥1,460,000	¥101,810	
		図書費		¥916,658	
		視聴覚費		¥0	
		定期刊行物費		¥425,287	
		小計		¥1,443,755	¥16,245
	学校経営予算	図書費	¥120,000	¥120,000	¥0
合計			¥1,580,000	¥1,563,755	¥16,245

(2) 分類別蔵書冊数

	前年度末	H30年度増加冊数	除籍前総数 (a)	除籍冊数 (b)	年度末蔵書冊数 (a-b)	全蔵書に対する%
		PTA				
0(総記)	2,526	23	2,549	41	2,508	9.5
1(哲学)	639	20	659	0	659	2.5
2(歴史)	1,600	31	1,631	2	1,629	6.1
3(社会)	2,454	51	2,505	3	2,502	9.4
4(自然)	1,577	22	1,599	30	1,569	5.9
5(技術)	3,663	51	3,714	89	3,625	13.7
6(産業)	597	17	614	1	613	2.3
7(芸術)	3,828	78	3,906	89	3,817	14.4
8(言語)	699	11	710	1	709	2.7
9(文学)	8,379	276	8,655	14	8,641	32.6
小計	25,962	580	26,542	270	26,272	99.0
その他	0	252	252	0	252	1.0
計	25,962	832	26,794	270	26,524	100.0

(3) 利用状況

- ①年間貸出冊数：3591冊（前年：2337冊）
- ②リクエスト件数：170冊（前年：21冊）
- ③図書館・視聴覚授業利用数：図書館117時間 視聴覚室520時間
（昨年度：図書館40時間 視聴覚室83時間）
（一昨年度：図書館197時間 視聴覚室636時間）

(4) 活動状況

- ①広報：広報誌Libro 6回発行（4、6、10、12、1、2月発行）
- ②行事：図書委員による活動
津山こどもまつり（7/28）、美作地区図書委員会交流会（7/31）
図書委員による峰南祭参加「ウォークライブラリー」（11/17）
ワークショップ（ブックドノエル）（12/8）
県立図書館ティーンズコーナー展示『防災 BOOK』（1/13～1/31）
ブックハンティング（1/17）
芸術鑑賞会：演劇（5/24）
読書LHR：『ちぐはぐな部品』『思うは招く』（11/21（2・3年）、11/28（1年））
朝読書：各クラス35冊図書委員会準備（11/21～12/7、1/15～1/25）
- ③校誌峰南の発行（2/28）

岡山県立津山工業高等学校PTA会則

(名称)

第1条 本会は岡山県立津山工業高等学校PTAと称し、事務所を同校におく。

(目的)

第2条 本会は本校教育の充実発展と生徒の福利増進を図ることを目的に、次の事業を行う。

- 1 生徒の教育学習上の助成に関する事。
- 2 生徒の体位向上及び保健衛生に関する事。
- 3 教育施設・設備の充実と教育環境の整備に関する事。
- 4 生徒並びに会員の研修に関する事。
- 5 生徒の部活動の振興に関する事。
- 6 教職員生徒の福利厚生に関する事。
- 7 その他この会の目的を達成するために必要な事。

(組織)

第3条 本会は生徒の保護者及び本校職員を会員として組織する。

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 4名（内1名は学校長） |
| 幹 事 | 3名 会長が副校長、教頭、事務部長に委嘱する。 |
| 監 事 | 5名（内2名は学校職員） |
| 会長、副会長、監事は選考委員会において選考し、総会の承認を得るものとする。 | |
| 但し、選考委員会は設置学科より各1名あて会長が委嘱する。 | |
| 評議員 | 会員の中から会長が委嘱する。 |
| 書 記 | 若干名 会員の中から会長が委嘱する。 |

(役員任期)

第5条 役員任期は1カ年とする。但し再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 本会の役員職務は次のとおりとする。

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 会 長 | 会務を総理する。 |
| 副会長 | 会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。 |
| 幹 事 | 会長の委嘱を受け、会の常務を処理する。 |
| 監 事 | 会長の招集に応じ、会務の重要事項を審議及び会計を監査する。 |
| 評議員 | 会長の招集に応じ、会務の重要事項を審議する。 |
| 書 記 | 会長の委嘱を受け、庶務経理等の会務を処理する。 |

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わるものとする。

(会費)

第8条 本会の経費は、会費、寄附金その他収入をもってあてる。

第9条 本会の会計は岡山県財務会計規則に準じ処理するものとし、その専決処理は、会長が校長に委嘱する。

第10条 本会の財産は適正な方法によって之を管掌する。

第11条 本会の会費は、生徒1人につき、一カ年7,600円とする。

(資産の流用)

第12条 PTAの資産は、第2条の目的達成のため以外には、これを使用してはならない。

(会計監査)

第13条 本会の会計は少なくとも年2回は監事の監査を受けなければならない。

(会議)

第14条 本会は次の会議を開く。

- 1 総会 毎年1回開催する。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。
(本会の決議はすべて出席会員の過半数をもって決議する。)

附議する事項は次のとおり

- (1) 事業報告、決算の承認
- (2) 事業計画、予算、会議の審議決定
- (3) 役員の選出
- (4) 規約の変更
- (5) その他必要な事項

- 2 評議員会 必要に応じて会長が招集する。

評議員会では次の事項を処理する。

- (1) 総会議案の審議
- (2) 主要な事業の実施
- (3) 予算の更正
- (4) その他緊急に処理を要する事項(この場合、次の総会で承認を得ることとする。)

- 3 委員会 必要に応じて部長が招集する。

附 則

第1条 本会は会則第2条の目的達成のため、総務部、文化体育部、補導部、学校保健部、進路指導部の5部をおき、各部に委員会を設けることができる。

第2条 各部に部長1名、副部長2名及び委員若干名をおき、副部長1名は学校職員中より、他は、評議員中より会長が委嘱する。

第3条 本会は各部において、次の事業を行う。

- 1 総 務 部 総会に関する事項、予算経理に関する事項、教育内容の向上と施設の充実及びその運営に関する事項、いずれの部にも属さない事項
- 2 文化体育部 生徒の文化体育活動に関する事項
- 3 補 導 部 生徒の補導及び生活指導に関する事項
- 4 学校保健部 学校の保健衛生に関する事項
- 5 進路指導部 進路指導の後援に関する事項

附 則

この会則は、平成10年5月12日から施行する。

附 則

平成18年5月20日	一部改正
平成19年5月19日	一部改正
平成21年5月16日	一部改正
平成26年5月17日	一部改正
平成27年5月16日	一部改正
平成30年5月19日	一部改正